

# 第2次北部衛生施設組合地球温暖化対策実行計画

平成30年度～平成34年度

平成30年9月

長野県北部衛生施設組合

# 目次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 施設設備の改善等	4
2. 物品購入等	4
3. その他の取組	4
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	5
2. 点検体制	5
3. 進捗状況の公表	5

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。北部衛生施設組合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年度とし、計画期間を平成30年度～平成34年度までの5年間とする。

目標年度については、平成34年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、北部衛生施設組合が行う全ての事務・事業とし、組織及び施設を対象とする。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
北部衛生センター	
北部衛生クリーンセンター	

※北部衛生クリーンセンターは平成30年度のみ対象とする。

### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

北部衛生施設組合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、次のようである。

北部衛生センターと北部衛生クリーンセンターにおける二酸化炭素総排出量

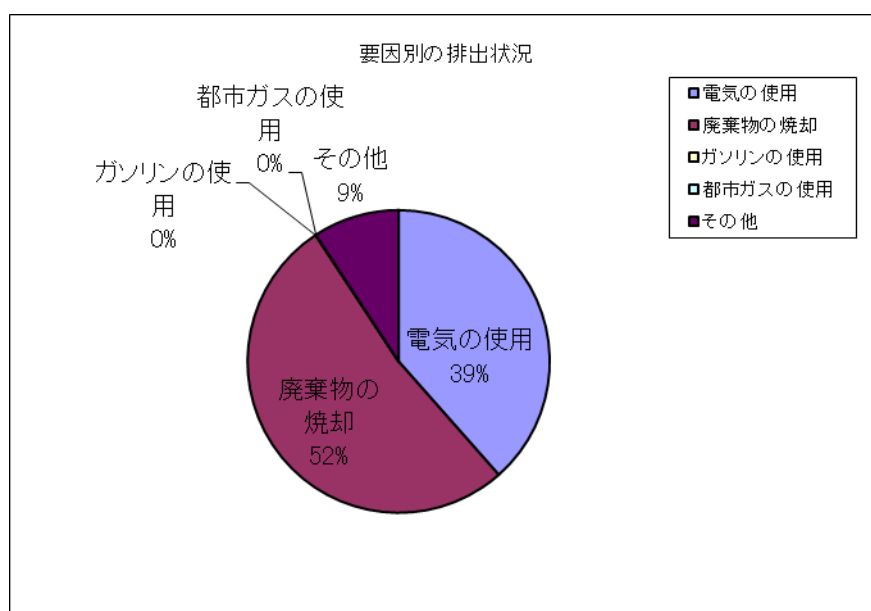
区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,362,984 kg-CO <sub>2</sub>

北部衛生センターにおける二酸化炭素総排出量

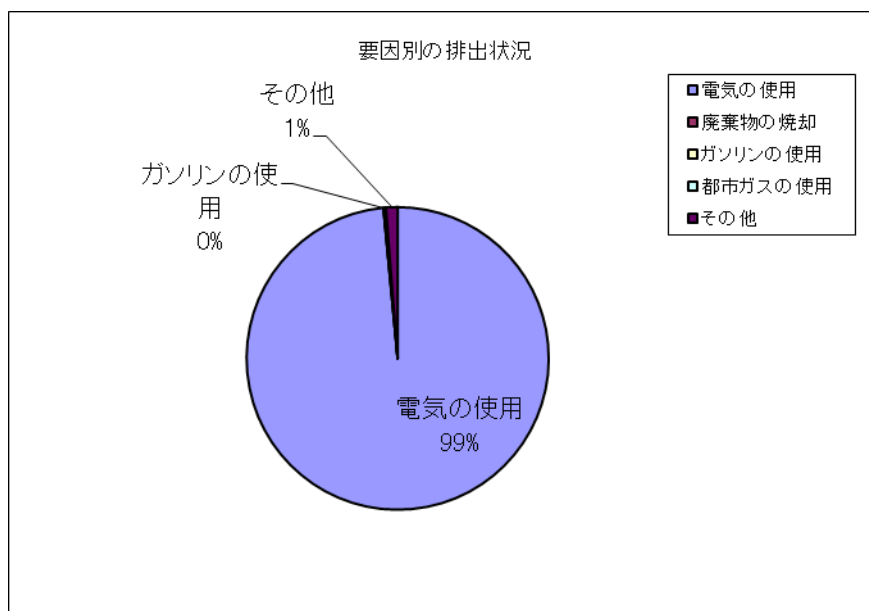
区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	265,610kg-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

北部衛生センターと北部衛生クリーンセンターでの基準年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、廃棄物の焼却が全体の52%を占め、次いで他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の39%、その他が9%を占めている。



北部衛生センターでの基準年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の99%を占め、次いでその他が1%を占めている。



### 3. 削減目標

平成29年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成34年度の二酸化炭素排出量を10%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成 29 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 30 年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,362,984kg-CO <sub>2</sub>	10%	1,226,685kg-CO <sub>2</sub>

区分	基準年度排出量 平成 29 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 34 年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	265,610kg-CO <sub>2</sub>	10%	192,285kg-CO <sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

### 1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・高効率照明への買い換えを行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。

### 2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

### 3. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

#### ②燃料使用量の削減

- ・車両を適正に整備・管理し、急発進、急加速をやめ、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

#### ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

#### ④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

#### ⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

#### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

所長が、本計画の推進を図る。

### 2. 点検体制

事務・事業の進捗状況から必要に応じて見直しを行う。

### 3. 進捗状況の公表

毎年度、二酸化炭素の総排出量や取り組み状況をHP等により公表する。